

平成20年度第3回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 (兼新居浜市地域密着型サービス運営委員会) 議事録

1 開催日時 平成21年3月26日(木) 15:00~15:55

2 開催場所 市役所3階 応接会議室

3 出席者

委員：秋月委員、浅井委員、岩崎委員、沖委員、岸委員、近藤委員、坂上委員、芝委員、
神野委員、続木委員、前田委員、宮内委員、山内委員、山本委員(14名)

事務局：福祉部 部長・神野、

介護福祉課 課長・神野、主幹・武方、係長・藤田、

地域包括支援センター 所長・曾我部、副所長・三木、副所長・藤田

傍聴者：なし

4 会議内容

- (1) 会長、副会長の選出について
- (2) 平成20年度の地域包括支援センター事業経過報告について
- (3) 平成21年度の地域包括支援センター事業計画について
- (4) 平成21年度の地域包括支援センター関連予算について
- (5) 平成21年度の地域包括支援センターの体制について
- (6) 第4期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について
- (7) その他

5 議事録

事務局	定刻となりましたので、ただいまから、平成20年度第3回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。 なお、この会議は公開会議といたしておりますので、ご了解をお願いします。それでは、開会に当たり福祉部長の神野よりごあいさつを申し上げます。
部長	(あいさつ)
事務局	本日より出席の委員の皆様には、昨年12月、委員の改選におきまして、3年間の任期で就任していただきましたが、本日は、改選後初めて開催される会議となりますので、新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第5条により、委員の互選により会長、副会長が選出されるまでの間、新居浜市地域包括支援センター所長の曾我部が、会議の進行

<p>所 長</p>	<p>を務めさせていただきます。 それでは、曾我部所長、進行をお願いします。</p> <p>みなさん、こんにちは。新居浜市地域包括支援センター所長の曾我部でございます。会長が選出されるまでの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、委員の皆様には、お席の方に委嘱状をお届けいたしておりますのでご査収願います。議事にはいります前に、本日、ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。</p> <p>資料7の名簿の順にご紹介申し上げますので、どうぞご着席のままでお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《委員紹介》</p>
<p>所 長</p>	<p>続きまして、事務局職員を紹介いたします。</p> <p style="text-align: center;">《職員自己紹介》</p>
<p>所 長</p>	<p>新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第6条により、委員数14人に対し、出席委員14名で、本日の会議は、成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議題の(1)会長、副会長の選出に移らせていただきます。</p> <p>新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第5条により、会長及び副会長は委員の中から互選することとなっております。どなたか、ご推薦いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(事務局一任)</p>
<p>所 長</p>	<p>事務局一任の声がありましたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、事務局より提案させていただきます。会長は、愛媛県歯科医師会新居浜支部の浅井仁様に、副会長は、新居浜市介護支援専門員連絡協議会の岸治代様にお願いしたいと存じます。</p>
<p>所 長</p>	<p>ただいま、事務局から、会長は愛媛県歯科医師会新居浜支部の浅井仁様に、副会長は、新居浜市介護支援専門員連絡協議会の岸治代様にお願いしたいとの提案がありました。いかがでございましょうか。</p>

	(異議なし)
所 長	<p>ありがとうございます。皆様方のご賛同をいただきまして、会長に浅井仁様、副会長に岸治代様が選出されました。それでは、会長、副会長、恐れ入りますが、就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
会長・副会長	(あいさつ)
所 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、これからの議事進行につきましては、浅井会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、引き続き、議事を進行いたしますが、委員の皆様のご意見をお願いいたします。</p> <p>まず、議題の(2)であります「平成20年度の地域包括支援センター事業経過報告」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料1の「平成20年度地域包括支援センター事業経過報告」についてご説明いたします。</p> <p>まず、平成19年度から始まりました新予防給付マネジメントとしまして、今年度2月までに、430人の要支援1・2の方と新規に契約を結びました。内訳は、地域包括支援センター分154人、居宅介護支援事業所委託分276人となっております。</p> <p>次に、介護予防ケアマネジメントの特定高齢者施策事業についてですが、平成19年度まで市が実施してきた基本健康診査に代わり、平成20年度から、実施主体が健保組合、国保、共済組合等の医療保険者になり、メタボリックシンドローム対策を取り入れた新たな検診制度「特定健康診査」に移行しました。平成19年度までに実施されていた基本健康診査と同時に行われていた特定高齢者を把握するための生活機能評価健診も、その実施方法が変更となり、介護部門で、その健診を受け持つことになりました。平成20年度は、前年度に特定高齢者であった方を中心に受診勧奨を行い、457人が特定高齢者の候補者となり、生活機能評価健診を受け、特定高齢者として決定された方は、123人でございました。個別に事業への参加を勧奨いたしましたが、通所介護予防事業に結びついたのは、結果的に48人となっております。</p> <p>次に、一般高齢者施策事業の内、介護予防教室につきましては、8か所のランチに委託し、14回開催し、述べ321の方が参加しております。また、地域介護予防活動支援事業として、ふれあい・いきいきサロン等へ講師を7回派遣いたしました。また、テレビにも多く出演されている三好春樹先生をお招きして、平成20年10月29日に介護予防講演会を、翌日には介護実技研修を実施しました。また、昨年に引き続き、2月24日には、関西大学の木村洋二先生をお招きし、介護</p>

	<p>予防講演会「第2回・新居浜笑いサミット」を開催し、たいへん好評をいただきました。その他、介護予防等の関係のパンフレットを作成いたしております。</p> <p>次に、総合相談支援事業の相談受付件数でございますが、地域包括支援センターにおいて354件、8か所のランチにおいて3,259件の相談を受け付けております。また、216件のケースを継続して支援しております。啓発用パンフレットとしまして、成年後見制度に関するパンフレット及び認知症に対する理解と早期発見・早期治療を呼びかけるパンフレットをそれぞれ5,000部ずつ作成し、各関係機関へ配布したり、地域ケアネットワーク推進協議会において、相談協力員の皆さんにお渡しするなど、啓発に努めております。</p> <p>権利擁護事業としまして、11件の高齢者虐待に関する相談を受け付け、その内、2件を措置入所へつないでおります。また、成年後見制度に関する相談ケースが、20件ございました。</p> <p>次に、包括的継続的ケアマネジメントとしまして、各小学校区ごとに民生委員、見守り推進員、自治会役員等が構成員となっております地域ケアネットワーク推進協議会を57回開催いたしました。また、介護支援専門員研修会につきましては、和田行男先生の講演会を含め、3回実施いたしました。また、前年度に設立されました介護支援専門員連絡協議会の総会を平成20年7月11日に開催いたしました。ランチ連絡会を毎月1回開催し、事業実施状況の報告や情報交換を行うとともに、個人情報の取扱いや多重債務、公証制度等についての学習会も毎月実施いたしました。</p> <p>その他事業としまして、家族介護教室を8か所のランチに委託し、40回開催し、延べ762人が参加しております。また、介護相談員派遣事業としまして、市内の特別養護老人ホーム、老健、グループホームへ、延べ296人の介護相談員を派遣し、利用者と事業者の橋渡しをしています。</p> <p>以上が、平成20年度の地域包括支援センター事業の実施経過状況でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から「平成20年度の地域包括支援センター事業経過報告」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>権利擁護事業の中で、高齢者虐待相談件数が11件ありますが、どのような虐待があったのかを、差支えない範囲で教えていただきたい。</p>
事務局	<p>包括支援センターにおいて関わる虐待ケースとして多いのは、認知症高齢者に対する家族からの虐待です。認知症高齢者の介護負担が大きく、ひとりで抱え込んでしまった家族による虐待というケースが、かなりの割合を占めています。</p>
会 長	<p>他にご意見ご質問はございませんか。</p>

(質疑なし)

会 長

それでは、「平成20年度の地域包括支援センター事業経過報告」については、事務局の報告どおり承認することといたします。

それでは、次に、議題の(3)「平成21年度の地域包括支援センター事業計画」、議題の(4)「平成21年度の地域包括支援センターの関連予算」、議題の(5)「平成21年度の地域包括支援センターの体制」につきましては、互いに関連しているため、一括して審議を行いたいと思います。ご意見ご質問は、事務局からの説明の後、お受けしたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

平成20年度の地域包括支援センター事業計画について、ご説明いたします。

まず、平成19年度からスタートいたしました、新予防給付マネジメント事業ですが、引き続き、要支援1・2の方を対象に、状態の改善・悪化防止を図ってまいります。

介護予防ケアマネジメントの内、特定高齢者施策事業につきましては、65歳以上の虚弱高齢者の方を対象に、状態の維持改善を目的に、運動向上・栄養改善・口腔機能向上の3プログラムの通所型介護予防事業と看護師の家庭訪問による訪問型介護予防事業を実施いたします。平成21年度は、基本チェックリストを市政だよりの4月号に掲載し、その結果を郵送していただき、一定基準に該当する方に生活機能評価の受診券をお送りするようにしております。

一般高齢者の方を対象とした介護予防事業としましては、8か所の協力機関に委託して実施する介護予防教室を年16回開催する予定でございます。さらに、今年度より始めました、ふれあい・いきいきサロンへの講師派遣を36回、介護予防ボランティア養成講座を3回実施する予定です。

次に、介護に対する相談や健康・福祉・医療に関することなど様々な相談に応じ、問題に応じて適切なサービスや機関・制度の利用につなげる総合相談事業を引き続き実施いたしますが、特に、要介護認定を受けているにもかかわらず、介護保険サービス利用につなげていない介護度の高い高齢者、また、支援が必要であるにも関わらず、サービスや制度に結びついていない高齢者を見出し、適切なサービスや制度につなぐことを目的に実施する「サービス未利用者の調査」でございますが、平成20年度は介護及び医療の給付データによる対象者の抽出までにとどまりましたので、平成21年度は抽出された対象者リストをもとに調査を行います。また、地域から孤立している介護・支援が必要な高齢者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげるための「高齢者実態把握調査」をランチの協力により実施いたします。

権利擁護事業につきましては、引き続き、高齢者が尊厳をもって暮らせるよう、権利を守るため、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害対応などに努めてまいります。

次に、高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を続けられるようケ

アマネージャーに対する支援・指導や関係機関とのネットワークづくりをする包括的・継続的ケアマネジメントといたしまして、各ブランチの協力のもと、地域の民生委員、見守り推進員、支部社協、自治会役員の方を構成員とする地域ケアネットワーク推進協議会を各小学校区ごとに年3～4回開催いたします。また、介護支援専門員連絡協議会の総会の開催及び介護支援専門員を対象に研修会を年2回程度開催する予定です。また、ブランチとの情報交換や高齢者の保健、福祉、医療等の各制度についての学習会を毎月開催する予定でございます。

その他の事業としましては、ブランチに委託して実施する家族介護教室を年48回開催する予定でございます。また、利用者と事業者の橋渡し役として、施設・事業所を訪れ、介護サービスの相談・要望等を事業者に伝えるなどして、一緒に解決方法を考えていく身近な相談相手である介護相談員を特別養護老人ホーム、グループホーム、老人保健施設等へ派遣いたします。

笑いの介護予防促進事業としましては、引き続き、笑いの健康効果評価のための講座開催や、第3回めの新居浜笑いサミットを開催する方向で検討中でございます。

また、新たな取り組みといたしまして、一般的には認知度の低い地域包括支援センターをひとりでも多くの市民の皆さんに知っていただけるよう、市政だよりで毎月情報発信をする広報活動を行います。さらに、認知症に関する啓発事業といたしまして、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらう「認知症サポーター」の養成講座と、その講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を実施します。

以上で、平成21年度の地域包括支援センターの事業計画の説明を終わります。続きまして、資料3をご覧ください。

平成21年度の地域包括支援センター運営に関する歳入歳出の内訳についてご説明いたします。

最初に、要支援1・2の方を対象とした新予防給付マネジメント事業につきましては、ケアプラン作成に係る職員の人件費及び委託費等で、7,100万6千円となっております。

次に、介護予防一般高齢者施策事業ですが、一般高齢者の方に対する介護予防の普及啓発を行う事業ですが、介護予防教室開催の委託費、介護予防啓発パンフレットの作成費用等で、172万7千円となっております。

次に、地域包括支援センター管理事業費ですが、主には職員の人件費、8か所の協力機関の委託費等で、8,797万9千円となっております。

次に、介護予防特定高齢者施策事業費ですが、これは、介護に至る前の高齢者の方々に対し、介護予防の事業を実施し、介護の認定者を増やさないという目的の事業でございますが、通所介護予防事業委託費、2台ある公用車の車両管理費等で、1,721万5千円となっております。

次に、総合相談権利擁護事業ですが、これは、高齢者の方が尊厳をもって暮らせるように権利を守る権利擁護業務、介護に関する相談や健康・福祉・医療に関する様々な相談に応じる総合相談業務で、啓発用パンフレットの作成費用等で、31万

8千円です。

次に、包括的継続的ケアマネジメント支援事業ですが、介護保険制度の要である介護支援専門員を対象にした研修会の開催費用等で、29万9千円となっております。

次に、家族介護教室事業ですが、8か所のランチに委託して実施する介護実習等の教室開催の費用で、144万円です。

次に、介護相談員派遣事業ですが、介護相談員の相談活動報償費や研修費で、96万円6千円です。

次に、笑いの介護予防促進事業費ですが、笑いの健康効果評価業務の委託費で、80万円となっております。

歳出の計は、1億8,175万1千円となっております。

次に、歳入の内訳ですが、国庫支出金4,113万3千円、県支出金2,056万4千円、介護予防プランの作成料6,406万2千円、第2号被保険者の保険料である支払基金交付金568万2千円、第1号被保険者の保険料2,200万2千円、市の一般財源2,750万8千円、笑いの介護予防促進事業の財源となっております。長寿社会づくり事業費交付金80万円で、歳入の計1億8,175万1千円となっております。

以上が、平成21年度の地域包括支援センター運営に関する歳入歳出の内訳でございます。

続きまして、お手元の資料5をご覧ください。平成21年度新居浜市地域包括支援センターの人員体制について、ご説明いたします。

平成21年度につきましても、今年度同様、所長以下26名の体制でございます。

内訳は、所長のほか、副所長2名、介護予防係、包括支援係の係長2名、保健師1名、社会福祉士4名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員13名、看護師1名、事務職員1名、となっております。

雇用形態別では、正規職員6名、非常勤職員14名、臨時職員1名、委託職員5名となっております。

また、社会福祉士1名、介護支援専門員10名、事務職員1名が新予防給付専任職員として、介護予防プラン作成や給付管理事務に従事しております。

以上で、平成21年度新居浜市地域包括支援センターの人員体制についての説明を終わります。

会 長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました議題（3）、議題（4）、議題（5）について、ご意見ご質問はございませんか。

（質疑なし）

会 長

それでは、議題の（3）「平成21年度の地域包括支援センター事業計画」、議題の（4）「平成21年度の地域包括支援センターの関連予算」、議題の（5）「平成21年度の地域包括支援センターの体制」について、原案どおり承認することにご

異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

ありがとうございます。それでは、議題の(3)「平成21年度の地域包括支援センター事業計画」、議題の(4)「平成21年度の地域包括支援センターの関連予算」、議題の(5)「平成21年度の地域包括支援センターの体制」については、原案どおり承認することといたします。

それでは、次に、議題の(6)「第4期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の資料6をご覧ください。

まず、平成21年3月末までの地域密着型サービスの状況についてでございます。

夜間対応型訪問介護が上部東圏域で1か所、認知症対応型通所介護＝認知症デイが、今年度新たに平成21年3月1日付けで、川西圏域に「ケアサポートセンター徳常」の指定を行いまして3か所となっております。また、平成21年4月1日付けで、川西圏域に「なごみの里「金栄」」の指定を行う予定となっております。

通いを中心として訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する小規模多機能型居宅介護につきましては、今年度新たに平成21年3月1日付けで上部東圏域に「憩いのいえ」、川西圏域に「ケアサポートセンター八雲」の指定を行いまして、4か所となっております。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)につきましては、今年度新たな指定はありませんでしたが、平成20年12月20日付けで「認知症対応型共同生活介護まごころケア」が経営譲渡を行い、「グループホームけやきの里」に変更となっております。各圏域別での施設の状況は川西圏域が6施設98床、川東圏域が4施設54床、上部西圏域が4施設66床、上部東圏域が2施設36床、合計16施設254床となっております。

次に第4期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備計画についてでございます。

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととされており、今年度平成20年度に見直しを行い、平成21年度から23年度までの3年間の第4期の介護保険事業計画を策定しました。今回の見直しでは特別養護老人ホームへの入所待機者が約1000人いることから、施設整備に関する国の参酌標準や介護保険料への影響を考慮したうえで、市に指定権限があり、新たに施設整備が可能である地域密着型サービスを中心として、待機者の解消を図るためできる限り施設の整備を行うこととしております。

平成21年度では認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を4施設72床、平成22年度は、定員が29人以下の小規模特別養護老人ホームであります地域密着型介護老人福祉施設を4施設116床、認知症対応型共同生活介護を4施設72

	<p>床、小規模多機能型居宅介護を2施設、平成23年度では地域密着型介護老人福祉施設を2施設58床、認知症対応型共同生活介護を4施設72床、小規模多機能型居宅介護を2施設増設する計画としており、平成21年度から23年度までの3年間で地域密着型介護老人福祉施設を6施設174床、認知症対応型共同生活介護を12施設216床、小規模多機能型居宅介護を4施設増設する計画となっております。</p> <p>なお事業所の指定にあたっては、今までどおり、事業者の公募を行い、事業者の選定を行いたいと考えております。</p> <p>今後の予定としましては、平成21年5月に地域密着型介護老人福祉施設4施設、認知症対応型共同生活介護4施設、小規模多機能型居宅介護4施設を公募し、6月に事業者の選定を行いたいと考えております。委員の皆様には事業所の選定にあたり審査をお願いすることとなりますがよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から「第4期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>地域密着型サービスの整備については、公募の際に、地域性を考慮するのか、市内全域での公募になるのかをお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>計画の中では、生活圈域ごとの整備計画にはしていませんが、特定の地域に偏らないようにバランスを考慮して、公募を行いたいと思います。</p>
委 員	<p>地域密着型介護老人福祉施設ですが、1施設あたり定員29人、3ユニットを基本とするとありますが、定員が30人以上の場合と、国の優遇措置等で何か相違点があるのでしょうか。</p> <p>要介護高齢者が増えてきている現状では、ひとりでも多い定員の施設を整備することが、より効率的な運営、経費節減につながるのではないかと思うのですが、小規模の施設を地域にバランスよく整備するというのは、何か法的な規制や国の補助に差があるとかの問題があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>国の施設整備の流れとしましては、地域に密着した小規模な施設を整備するという方向性です。それと、施設整備にあたっては、国の参酌標準というのがあり、要介護2から5までの認定者数の37%を上限とするものです。現在、参酌標準は、愛媛県全体で約40%程度ですが、新居浜市は37%以下です。30床以上の施設整備については、愛媛県に指定権限があり、すでに参酌標準が37%を超えている現状から、愛媛県では、30床以上の施設はこれ以上整備しないという方針をとっています。ただ、29床以下の施設については市に指定権限があることから、市の判断で整備ができるということになっております。新居浜市では、施設の待機者が非常に多い状況の中で、30床以上の施設は整備できないのですが、少しでも待機者の解消につなが</p>

	<p>るよう、小規模の施設を整備しようとしたものです。</p> <p>また、補助金については、国からの交付金がありますが、すべて地域密着型のサービスが対象となっております。</p>
委員	<p>たくさん施設ができるということですが、保険料が上がるということにつながると思うのですが、市民に対する説明、周知はどのようにされるのですか。</p>
事務局	<p>第4期計画において、保険料への影響を考慮した施設整備計画となっておりますが、3年に1度の保険料改定の際に行っております説明会を、今回も各公民館等において実施する予定でございます。</p>
委員	<p>新居浜市では、設定された4つの生活圏域ごとに、施設を整備されると理解していますが、現状では偏りが見られると思います。新居浜市は、生活圏域を4つに設定し、きめ細やかな地域ケア体制を目指しているわけですから、家族が面会や差し入れしやすいように、高齢者人口比等を考慮して、できるだけ各生活圏域ごとに施設整備をしていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>できるだけ特定の生活圏域に偏らないように公募を実施したいと思います。</p>
委員	<p>施設はいくら整備しても待機者は減りません。一方で、介護予防事業や地域支援事業が実施されていますが、新居浜市では、地域ケアネットワーク推進協議会に自治会や老人クラブの役員の方が参加されているという報告がありましたが、地域の力が高まれば、必ずしも施設に入所することだけを求めないということにつながるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>現在、地域ケアネットワーク推進協議会を全18校区で、年間平均3回程度開催しているわけですが、参加者の主力は民生委員と見守り推進員の方々です。地域の支援が必要な高齢者の情報を提供していただき、地域包括支援センターも一緒に解決に向けて支援しているわけですが、地域ケアネットワーク推進協議会において、地域力をいかに高めるか、地域の皆さんの意識をいかに変えていこうかというところの議論にまでは進展していないというのが実情です。地域包括支援センターでは、この地域ケアネットワークを重視し、意識改革を地域に広げていこうとして取り組みを強めているところです。また、地域ケアネットワークの構成員についても、民生委員や見守り推進員の方だけでなく、地域の中で影響力のある方や要支援者の方に密接に関わっておられる方などに声掛けをして参加していただき、その地域に必要な情報やその地域に求められている介護のやり方などを出していただき、具体的な支援をしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>地域包括支援センターの目的は、まさにそこにあると思いますので、地域ケアネットワーク推進協議会に、自治会の役員の方が参加しておられるというのは、素晴</p>

	<p>らしい。地域を支えるそういう力が、転ばぬ先の杖となりますので、そういう転ばぬ先の杖をたくさんつくっていただけたらいいなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>ないようですので、最後に、「その他」として、事務局から何か報告等がありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>介護報酬改定に伴う介護予防プラン作成委託料の引き上げについて、ご報告いたします。介護予防支援につきましては、指定介護予防支援事業所であります地域包括支援センターが利用者の介護予防サービス計画を作成することとなっておりますが、その一部について居宅介護支援事業所へ委託しております。これに係る委託料を平成21年度より、介護報酬改定に伴い引き上げることいたしました。その内容といたしましては、プラン作成委託料は、1件につき1か月で120円引き上げ、3,720円とし、初回加算が500円引き上げ、2,750円とすること、また、利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護への利用へと移行する際に、小規模多機能型居宅介護事業者への情報提供した場合の加算として、3,000円を新規に設定するものです。今回の介護報酬改定が、介護従事者の処遇改善を目的としたものであることから、改定に伴う引き上げ分をそのまま委託料として上乘せすることといたしました。以上、報告を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。今の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。長時間にわたりました、熱心にご協議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>